

東日本大震災からの復興、 災害に強い国づくりに向けた 緊急提言

平成23年11月

北海道東北地方知事会

北海道東北地方知事会構成員

北海道知事 高橋 はるみ

青森県知事 三村 申吾

岩手県知事 達増 拓也

宮城県知事 村井 嘉浩

秋田県知事 佐竹 敬久

山形県知事 吉村 美栄子

福島県知事 佐藤 雄平

新潟県知事 泉田 裕彦

東日本大震災からの復興、 災害に強い国づくりに向けた緊急提言

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、東北地方を中心に甚大な人的、物的被害をもたらしたのみならず、この震災に起因する東京電力福島第一原子力発電所事故は今なお収束せず、放射性物質の放出による健康被害の不安や、農林水産物の汚染、国内外における風評被害など、国民生活はもとより日本の産業・経済にも深刻な影響を及ぼしています。

北海道東北地方知事会としては、北海道東北地域が心を一つにして復興に向けた努力を積み重ねていくことを宣言し、政府・与党に対して、被災された方々の生活再建支援をはじめ、復旧・復興に向けた強力な対策について要請を行って参りました。

被災地においては、住民生活の安全・安心を一日も早く取り戻すために、早期復興に向け懸命に取り組んでいます。財政面等多くの課題に直面しており、さらに原子力災害による深刻な影響が全国に及んでいる実態を踏まえ、国を挙げしっかりと取り組んでいく必要があるものと考えます。

また、この度の震災による被害が甚大であったことに鑑み、防災はもとより減災やバックアップといった幅広い観点から、今後の災害に備えた取組が求められています。

こうしたことから、被災地の実情に応じた復興推進のための全面的な支援や原子力災害からの安全・安心の確保を求めるとともに、この度の震災を教訓として、防災体制の強化をはじめ、災害に備えた広域的高速交通ネットワークやバックアップ体制の整備など将来を見据えた災害に強い国づくりに積極的に取り組んでいただくことを、強く要請するものです。

目 次

1	地域の実態に即した復興計画・まちづくりの推進	1
2	被災者の生活再建に向けた支援	2
3	甚大な被害を受けた農林水産業・商工業等の再建・経営支援 及び雇用の確保	3
4	公共交通インフラや保健・医療・福祉・教育施設の早期復旧	5
5	原子力災害の速やかな収束と安全・安心の確保	6
6	災害廃棄物の処理体制の整備	8
7	原子力災害による風評被害対策と損害賠償、地域の再生	9
8	大震災を教訓とした防災体制の強化	11
9	災害時の国民生活・経済活動を支えるバックアップ体制の整備	12
10	広域的にバランスの取れた高速交通ネットワークの形成と 公共インフラの整備	13
11	再生可能エネルギーの導入促進	14

1 地域の実態に即した復興計画・まちづくりの推進

東日本大震災からの復興に向け、被災地では一日も早い復旧・復興と産業の再生を図り、生活の安全と安心を取り戻すべく、復興計画を策定又は策定中ですが、今後、さらに地域の実態に即した復興を可及的速やかに進めていかなくてはなりません。

については、早期復興に向け、被災地が地域の実情に応じ、主体的に取り組んでいけるよう、また、東北地方全体の復興に向けて主体的な取り組みが行えるよう、次の事項について強く要望します。

1. 復興まちづくり推進に向け、既存事業等の大幅な拡充や新たな制度の創設など、人材面も含めた全面的な支援と財政措置を講じること
また、第3次補正予算案において、防災集団移転促進事業や被災市街地復興土地区画整理事業について、地方負担分に対する全額措置が示されたが、平成24年度以降においても同様の財政措置を講じること
2. 従来の枠組みにとらわれない、大胆な規制緩和や税制優遇等の特例を認める「復興特区制度」を早急に創設すること
また、復興の取組を促進する構想的な計画についても特区の対象とするとともに、手続きの簡素化を図ること
3. 各府省の枠を超え、国費による一括した交付金として交付するなど、地方が創意工夫を発揮し、複数年度にわたって被災地方公共団体の裁量で柔軟に活用できる仕組みを創設すること

2 被災者の生活再建に向けた支援

東日本大震災により、被災地では、応急仮設住宅での生活の長期化が想定されるなど、被災者は今なお、不安定な生活を送っていることから、被災者の早期の生活再建に向け、継続的かつ総合的な支援について強く要望します。

また、災害救助法の枠組みを超える行政サービス等の費用について、避難者の受入れ自治体が負担しているのが実態であるため、国の責任において措置を講じることを強く要望します。

1. 心のケアなどの保健衛生の向上や二重債務解消に向けた資金面での支援などを行うとともに、応急仮設住宅入居後の生活支援及び応急仮設住宅に設置する生活家電、浄化槽の維持、被災者の生活の足となるバス輸送など、生活環境の整備に要する経費なども災害救助法の対象とすること
2. 被災市町村の復興状況に応じて、災害公営住宅の建設や宅地の復旧、造成、提供等を行うための支援体制を国において整備すること
3. がん検診等の各種検診や独自に行う行政サービス等の経費も含め、避難者の受入れ自治体が負担する経費について、十分な財源措置を講じること
4. 被災住宅の再建や修繕が図られるよう、現行の被災者生活再建支援制度に加え、別途、国全額負担による支援金額の拡充や支援対象を拡大した特別な支援制度を講じること

3 甚大な被害を受けた農林水産業・商工業等の再建・経営支援及び雇用の確保

東日本大震災では、農林水産業の生産基盤や商工業、観光関連施設等が甚大な被害を受けるとともに、サプライチェーンの寸断等によって、被災地のみならず、北海道・東北地域全体の経済活動に大きな影響が生じました。

については、北海道・東北地域の産業が力強く復旧・復興を果たすことができるよう、次の事項について強く要望します。

1. 農林水産業の早期の復旧・復興に向け、生産基盤の再建、損失補てん、流通機能の復旧などについて、全面的支援を行うこと
特に、大津波の被害を受けた沿岸地域の基幹産業である水産業の復興に当たっては、漁業と流通・加工業の一体的な再建など、国家プロジェクトとして取り組むこと
2. 被災企業等に対する助成制度の大幅な拡充・要件緩和や新たな補助制度の創設など、これまでの枠組みに捉われない大胆な支援策を講じること
3. 二重債務問題の早期解決に向け、被災農林漁業者や被災企業等の負担軽減のための特段の措置を講じること
4. 被災者を雇用する事業主に対する助成を拡充するとともに、安定的な雇用創出のため、産業振興と併せた支援制度の運用に関しては自治体に大幅な裁量権を認め、また、緊急雇用創出事業特例交付金等を拡充・強化するなど、雇用の創出を図る総合的な施策を推進すること
また、被災地域の新規高卒予定者を採用内定した被災地域の事業主への雇用助成金を創設するなど、地元就職を希望する新規高卒予定者の厳しい就職環境を踏まえた施策を講じること
5. 訪日外国人観光客の本格的回復に向け、地域における取組に対する支援強

化も含め、ビジット・ジャパン事業を加速的に推進し、積極的な国際プロモーションを実施すること

4 公共交通インフラや保健・医療・福祉・教育施設の早期復旧

東日本大震災では、東北地方太平洋側沿岸部を中心に、地域住民の生活の足として、また、物流の動脈として極めて重要な役割を担っている鉄道（JR線、第三セクター鉄道線、地下鉄等）や離島航路、バス等の公共交通インフラが壊滅的な被害を受けたことから、震災後半年以上が経過した現在に至っても、なお復旧の目途が立たない路線があること、さらには被災により公共交通事業者の多くが厳しい経営状態に陥るなど、復旧に向けた道筋が見えていません。

また、保健・医療・福祉・教育施設についても、同様に沿岸部を中心に壊滅的な被害を受けており、地域における保健・医療・福祉サービスの提供体制や教育活動に重大な支障をきたしております。

被災地が今後、復興に向けて力強く歩みを進めていくためには、被災地の地域交通の維持・確保に向けた公共交通インフラの早期復旧と、被災者の健康を守り、安全で安定した教育環境を確保するための保健・医療・福祉・教育施設の早期の復旧や耐震化の促進を図ることが不可欠であることから、次の事項について強く要望します。

1. 公共交通インフラや保健・医療・福祉・教育施設の早期復旧や耐震化の促進については、第3次補正予算案において震災復興特別交付税の創設が示され、地方負担は極力少なくなったものの、民間施設等については、自力での復旧等が困難な状況にあることから、被害の実態に合わせ、制度拡充や改善を図ること

5 原子力災害の速やかな収束と安全・安心の確保

東京電力福島第一原子力発電所事故に起因する原子力災害は、放射性物質の飛散による健康への不安、農林水産物や土壌等の汚染、さらには製造業や商業・観光等、様々な分野における風評被害など、国民生活はもとより日本の産業・経済に深刻な影響を及ぼしていることから、一刻も早い事態の収束を求めるとともに、国民の安全・安心を確保するため、次の事項について強く要望します。

1. 福島県内はもとより他の自治体においても、国が責任をもって、森林や農地のみならず野生動植物も含めた環境放射線モニタリング及び食品等の放射性物質検査・監視体制を整備・強化し、その測定結果・評価結果を含め、原子力災害、放射性物質による汚染、健康影響等に関する全ての情報について、国内外へ速やかに公表すること

また、地方自治体が実施する測定経費等については、全額国の負担で措置するとともに、その実施に際し、人的支援を行うこと

2. 放射性物質による汚染が認められた地域の住民及び廃棄物処理従事者等の健康調査など、必要な健康対策を講じること

3. 農林水産物等に対する放射性物質の濃度に関する規制については、国際的に信用される規制値とするよう、現在の暫定規制値を早期に見直すなど、放射性物質に関する各種安全基準や取扱いの基準、処理方法等を適切かつ速やかに決定し、国民の誤解を招くことのないよう適切で正確な情報発信を行うこと

また、放射性物質に汚染されたおそれのある災害廃棄物や浄水発生土、下水汚泥、焼却灰、側溝土砂、農業副産物等の処理については、国の責任において一時保管場所あるいは最終処分の場所を確保すること

4. 放射性物質の除染については、警戒区域や計画的避難区域も含めた全ての

地域において、住民の生活圏はもとより山林等に至るまで追加的被ばく線量が年間 1 mSv 以下となるよう国が責任を持って最後まで対応すること

また、それに伴って生じる土壌等の処理についても、国が責任を持って対応すること

6 災害廃棄物の広域処理に係る環境整備

被災地域の早期復興に向け、東日本大震災で大量に発生した災害廃棄物を迅速かつ適切に処理することが、喫緊の重要課題となっていますが、被災地域だけでは処理能力に限界があることから、多くの地方自治体で協力して処理を進めていくことが必要です。

しかしながら、一部の災害廃棄物は、原子力災害により放射性物質に汚染されたおそれがあります。本来、原発事故前から、原子力発電所内で発生した廃棄物は、発電所内で厳格に管理されてきたところであり、原発事故により汚染された廃棄物についても、同様に厳格な対応が必要であります。

このようなことを勘案し、災害廃棄物の広域処理に当たっては、国の責任において安全基準を明示するとともに、適切な情報提供を行い、国民の不安を払拭しながら、地方自治体が安心して受け入れられる環境整備が不可欠であることから、次の事項について強く要請します。

1. 災害廃棄物の広域処理事例について、仮置き場での保管時及び搬出、中間処理施設での受入、処理、最終処分場での埋立などの各段階で放射線量等の調査を行い、その検証結果を全面的に開示すること

また、その検証結果を踏まえ、搬出から処分までのそれぞれの段階における安全を確保するとともに、国民に対し、安全面に関する情報提供を適切に行うこと

7 原子力災害による風評被害対策と損害賠償、地域の再生

原子力災害に伴い、水道水や農水産物等の摂取制限等、さらには農林水産業や製造業全般及び観光業などにおける風評被害、精神的損害、従業員の就業不能等に伴う損害など、広範な分野・領域で長期にわたる損害が生じています。

こうした風評被害対策や損害の賠償等、被災地域等の復興・再生については、原子力政策を進めてきた国として責任を持って対応すべきことから、次の事項について強く要望します。

1. 今回の原子力災害により、国内外に生じている広範な風評の払拭を確実に実現すること

とりわけ外国政府及び海外の航空会社や船会社等に対して、随時、正確な情報を発信し、海外からの誘客促進や貿易振興等につなげる取組みを行うこと

2. 原子力災害に伴う損害については、その範囲を幅広くとらえ、実態に見合った迅速かつ十分な賠償等を、特別法の制定等により国が全責任を持って最後まで確実に行うこと

また、地方自治体の税収の減について、確実に賠償等の対象とするとともに、地方自治体が実施する風評被害対策も含めた原子力災害対策に要する全ての経費について、既に対応した対策も含め、全額国が負担すること

なお、当該措置がなされない場合には、原子力損害の賠償の対象として原子力損害賠償紛争審査会が定める指針に、早急に明示すること

さらに、各道県の風評被害を含む全ての損害について、早急に指針に明示すること

3. 国策で原子力政策を進めてきた国の責務として、原子力災害の克服に要する財源の措置を保障する特例措置、産業振興を図る税制優遇の制度化など、

被災地域等の復興・再生のための恒久的な措置を包括的に体系化し、地域再生の特別法に規定すること

8 大震災を教訓とした防災体制の強化

甚大な被害を受けた東日本大震災を教訓として、我が国の防災体制については、被災地域のみならず国全体として、見直しや再構築を行う必要があることから、次の事項について強く要望します。

1. 政府の地震調査委員会が行う「地震活動の長期評価」の日本海東縁部を含めた早急な見直しと、大震災の被害状況等の適切な分析評価に基づく津波対策等の防災計画の早急な見直しを実施すること
2. 甚大で広範囲な津波被害を想定した防潮堤等の防災施設、避難路、防災行政無線等のハード整備及び迅速な避難を可能にするソフト施策を組み合わせた総合的な防災対策の推進に対し、全面的な支援と財政措置を講じること
3. 政府備蓄米には、災害支援用として供給する仕組みがあるにも関わらず、この度の震災では活用されなかった反省を踏まえ、迅速に被災地等へ供給できるよう見直すこと
4. 災害拠点病院をはじめとした医療・福祉施設における災害用施設・設備整備（耐震化、自家発電装置、給水設備、通信機器の整備等）に対する財政措置を講じるとともに、流通備蓄拠点連携による配送燃料、電力、給水はもとより医薬品、医療材料等の確保体制を構築すること
5. 大規模災害時において応援部隊の活動拠点や援助物資の搬出入拠点等となる広域防災拠点を地方が整備する場合、全面的な財政支援を行うこと
6. 水道施設など日常生活に不可欠なライフラインについては、耐震化を早急に進めるために十分な財政措置を講じること

9 災害時の国民生活・経済活動を支えるバックアップ体制の整備

本年3月に発生した東日本大震災は、被災地に甚大な被害を与えただけでなく、産業活動に不可欠なサプライチェーンの分断や電力供給不足などにより、我が国の社会・経済全体に深刻な影響を及ぼしています。

この度の大震災を契機に、これまで効率性を重視し、企業や工場、行政組織などを過度に集中してきたことによる国土構造の脆弱性が顕在化するとともに、今後想定される首都直下地震、東海・東南海・南海地震などの大規模災害に対する備えの大切さが国家的な重要課題として広く認識されました。

このような状況を踏まえ、国においては、今後の大規模災害を見据え、首都機能の分散化をはじめ、国民生活や経済活動を国土全体でバックアップできる体制を構築されるよう、提言します。

1. 大規模災害等に対する被災リスクを可能な限り低減させるため、東日本大震災の経験を踏まえ、多重・分散型の国土形成を基本とした我が国のバックアップ体制を早急に構築すること
2. バックアップ体制の構築に当たっては、全国各地域において、機能や役割の適切な分担を図ることを基本に、北海道東北地方の地域特性などを十分に考慮すること

10 広域的にバランスの取れた高速交通ネットワークの形成と公共インフラの整備

今回の大震災では、北海道各港や青森港及び日本海側の道路・空港・港湾等の公共インフラが、甚大な被害を受けた太平洋側の公共インフラの代替機能を担い、復興支援や東北地方の生活・経済活動維持のために重要な役割を果たしたところです。

しかしながら、北海道・東北地方においては、太平洋側や日本海側を縦貫する「縦軸」と、太平洋と日本海を結ぶ「横軸」のネットワークが脆弱であるため、その役割を十分に発揮できていない状況にあります。

また、昨今の国際物流の動きの中で、特にアジアの力強い経済成長を我が国経済に取り込みながら、大規模災害における多重性（リダンダンシー）を確保しつつ、主要都市を広域的に結ぶ、災害に強い高速交通ネットワークの構築と公共インフラの整備が求められています。

北海道・東北地方における持続的な発展、さらには今後の大規模災害に備えるため、国の責任において、各地域が相互に補完し合う広域的にバランスの取れた高速交通ネットワークの形成を早急に推進することを提言します。

1. 予算の別枠計上などにより必要額を確保した上で、高規格幹線道路等の太平洋側や日本海側を縦貫する幹線を「縦軸」、太平洋側と日本海側を横断する幹線を「横軸」として、格子状骨格道路ネットワークの整備を加速し、ミッシングリンクの早期解消を図ること
2. 広域的な交通機能と大規模災害時における旅客輸送・物流拠点の相互補完性を確保する観点から、地方航空路線の維持・拡充及び空港・港湾施設等の一層の機能強化を図ること
3. 鉄道的高速化、安全・安定輸送等の機能を強化し、災害時における旅客・物資輸送ルート確保や路線間の乗継接続の改善を図ること

1 1 再生可能エネルギーの導入促進

再生可能エネルギーは災害時に強みを発揮する分散型のエネルギーであり、また、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」の成立により、いわゆる固定価格買取制度が創設され、その導入拡大を図ることとされています。

さらに、再生可能エネルギーの導入推進は、関連分野の地元企業を中心とした地域の経済活動の促進や、被災地の復興の進展に寄与するものと期待されています。

しかしながら、現時点において、固定価格買取制度における買取価格等が決まっていないため、再生可能エネルギーの導入に対する投資判断を行うことが困難な状況にあります。

また、発電設備を既存の送電線に接続する際に設置者側が負担する費用が多くなる場合があります、加えて、種々の法規制などが障害となり、導入を断念せざるを得ない場合もあるものと承知しています。

そのため、再生可能エネルギーの一層の導入促進に向け、次のとおり提言します。

1. 再生可能エネルギーの導入拡大を図るため、高い導入目標を設定すること
2. 固定価格買取制度については、今後のエネルギー政策のあり方も踏まえて、適正な制度とすること
また、買取期間、買取価格、設備認定要件等を早期に確定し、公表するとともに、確定に当たっては、地域の実態を踏まえつつ、収益性の確保に配慮すること
なお、買取価格等の検討に当たっては、各電源の特性を十分に踏まえること
3. 発電設備を送電網に接続する際の発電設備設置者が負担すべき費用について再生可能エネルギー導入促進の観点からルールづくりを進めること

4. 水利権の設定・調整や、国立公園等における工作物の設置に関する規制など再生可能エネルギー導入に関連する規制を緩和すること（手続きの短縮化を含む）
5. 再生可能エネルギーの導入拡大のために必要な電力会社側の系統強化に対し、財源措置を講じること